

令和 5 年度ごみ排出量および目標達成状況について

1 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月に、本審議会での意見を踏まえ、平成 27 年度から 37 年度（令和 7 年度）までを計画期間とする一般廃棄物の処理に関する計画を策定し、令和 3 年 3 月に同計画を見直している。

本計画では、ごみ減量やリサイクル率について目標を掲げるとともに、その目標を達成するための個別施策について記載しており、原則として毎年度事業評価シートによる現状分析および評価を行いながら、事業の進捗状況を点検することとしている。

2 本計画で掲げる各種目標に対する実績と評価

(1) 一人 1 日当たりのごみ排出量（公共系、民間施設搬入分を除く。）

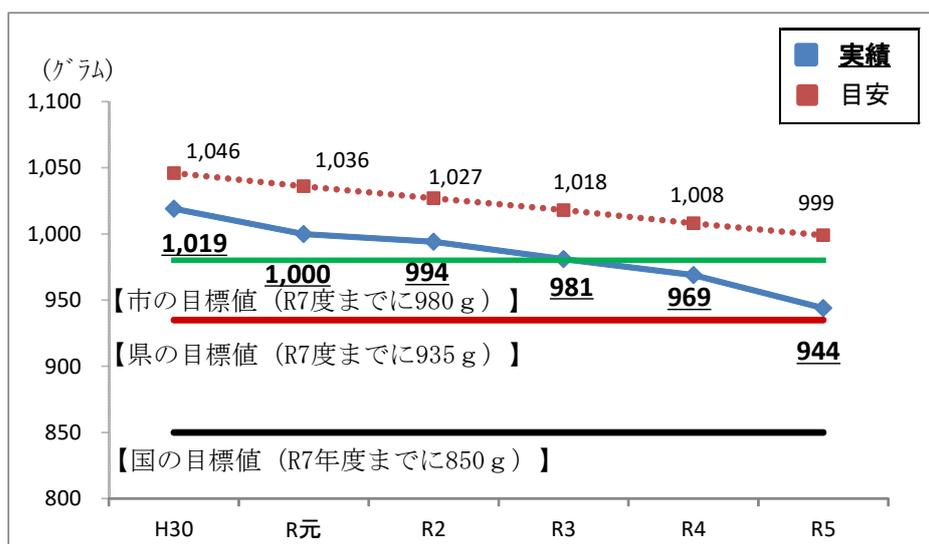
【目 標】

一人 1 日当たりのごみ排出量（公共系、民間施設搬入分を除く。）
令和 7 年度までに、平成 25 年度比で約 10%削減する。
(1,084 グラム ⇒ 約 980 グラム)

【実 績】

	(単位:t)				計	実績	目安※
	家庭ごみ等	粗大ごみ	資源化物	水銀含有ごみ			
H30	96,115	3,933	15,372	16	115,436	1,019	1,046
R元	94,364	3,787	14,495	17	112,663	1,000	1,036
R2	92,803	4,159	14,017	16	110,995	994	1,027
R3	90,724	4,165	13,831	15	108,735	981	1,018
R4	88,690	4,179	13,671	14	106,554	969	1,008
R5	86,419	3,942	12,612	13	102,986	944	999

※令和 7 年度までに目標達成するとした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



【評 価】

令和 5 年度の一人 1 日当たりのごみ排出量（公共系、民間施設搬入分を除く）は、前年度比 25 グラム減の 944 グラムとなっており、引き続き、市民、事業所に対し資源化物も含めたごみの発生抑制の周知・啓発を継続することとする。

(2) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物、水銀含有ごみを除く。）

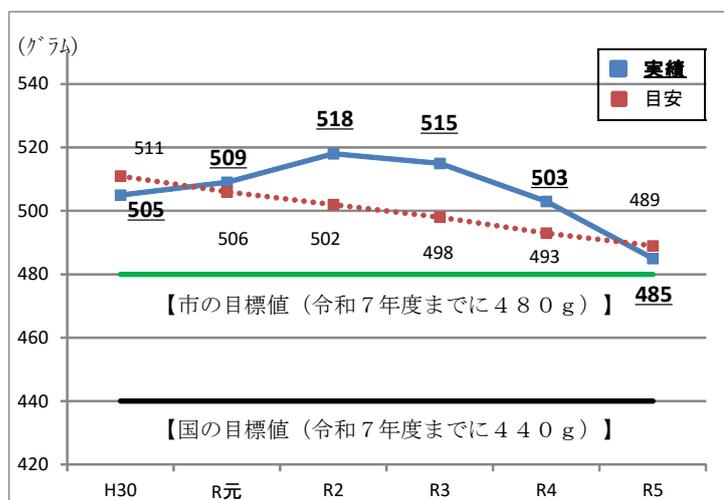
【目 標】

一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物、水銀含有ごみを除く。）
 令和7年度までに、平成25年度比で約10%削減する。
 （527グラム ⇒ 約480グラム）

【実 績】

	(単位:t)		(単位:g)		
	家庭ごみ	粗大ごみ	計	実績	目安※
H30	56,583	544	57,127	505	511
R元	56,840	527	57,367	509	506
R2	57,289	588	57,877	518	502
R3	56,441	605	57,046	515	498
R4	54,722	522	55,244	503	493
R5	52,453	496	52,949	485	489

※令和7年度までに目標達成とした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



【評 価】

令和5年度の家庭系ごみ排出量（資源化物および水銀含有ごみを除く）は、前年度比18グラム減の485グラムとなっている。

今後も、引き続き目標達成に向け、効果が大きいと考えられる「生ごみの水切り」と「雑がみの分別」について、市民向けの普及啓発活動を強化するほか、家庭ごみには、食べ残しや手つかず食品等の食品ロスが約10%含まれていることから、その発生抑制に向けた取組を強化するなどの減量施策を実施する。

(3) 事業系ごみ排出量（資源化物を除く。）

【目標】

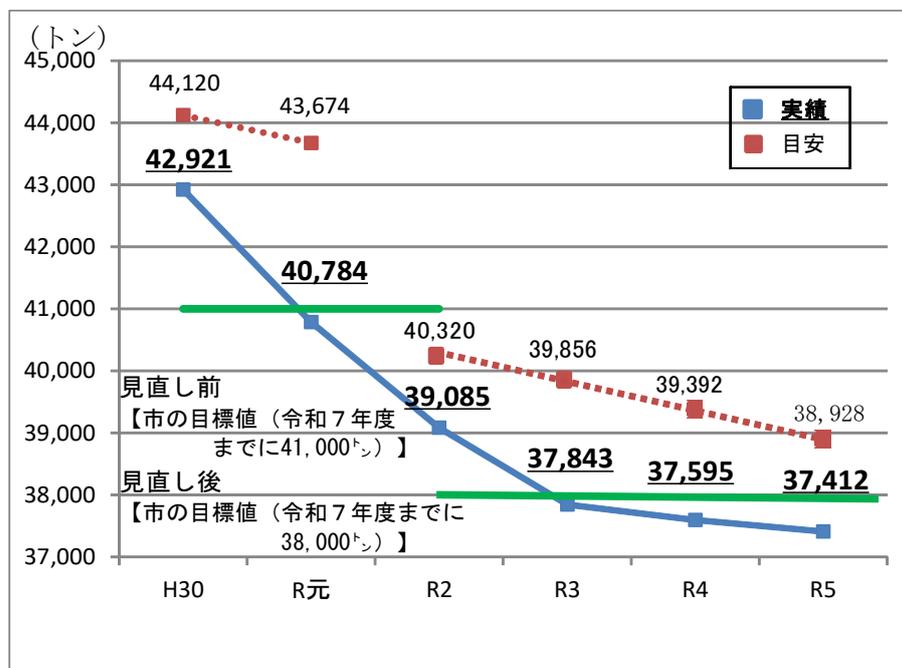
事業系ごみ排出量（資源化物を除く。） 令和7年度までに、平成25年度比で約17%削減する。 （45,559トン ⇒ 約38,000トン）
--

【実績】

(単位:t)

	事業ごみ	粗大ごみ	実績	目安※
H30	39,532	3,389	42,921	44,120
R元	37,524	3,260	40,784	43,674
R2	35,514	3,571	39,085	40,320
R3	34,283	3,560	37,843	39,856
R4	33,968	3,627	37,595	39,392
R5	33,966	3,446	37,412	38,928

※令和7年度までに目標達成とした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



【評価】

令和5年度の事業系ごみ排出量（資源化物を除く）は、前年度比183トン減の37,412トンとなっている。

平成29年8月から継続して、生ごみをメタンガス化する事業を開始した再生活用業者へ資源化物として生ごみを搬入する事業所が増加したことや、総合環境センターへ事業ごみを搬入する収集車の積載物を展開する検査の強化、継続的な事業所訪問指導等により、事業系ごみの減量、分別が推進されたものと考えている。

引き続き、継続して目標値を達成できるよう、食品関連事業者等に対し再生活用業者の利用を呼びかけるとともに、事業所訪問指導時の事業形態に応じたごみ減量、分別方法の周知を継続することとする。

(4) リサイクル率（民間施設搬入分を含む。）

【目 標】

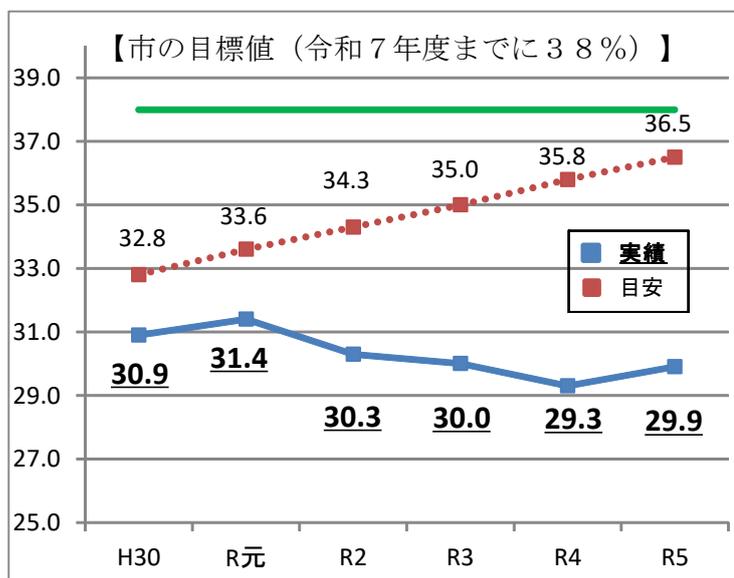
リサイクル率（民間施設搬入分を含む。） 令和7年度までに、約38%を達成する。 （32.1% ⇒ 約38%）
--

【実 績】

(単位: %)

	実績	目安※
H30	30.9	32.8
R元	31.4	33.6
R2	30.3	34.3
R3	30.0	35.0
R4	29.3	35.8
R5	29.9	36.5

※令和7年度までに目標達成とした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



【評 価】

令和5年度のリサイクル率は、前年度比0.6ポイント増の29.9%となっており、昨年度より数値が上がっている^{*1}。

ペーパーレス化などによる古紙排出量の減少といった社会的要因もあるが、引き続き、家庭における古紙分別の徹底を啓発していくとともに、事業者に対しては、生ごみの再生活用について、さらに周知・促進していく必要がある。

*1 令和5年度実績から、民間で独自に実施している古紙回収事業の一部の把握に努めており、1,206tの古紙回収分が資源化量に加わっている。